

議案第15号

天理市行政組織条例の一部改正について

天理市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成9年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民部」を「くらし文化部」に改める。

第2条市民部の項中「市民部」を「くらし文化部」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

(8) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。